

# 給与支払報告書の提出について

※本パンフレットは岐阜北・南税務署管内9市町共同で作成しております。

## ○提出の対象となる人

令和5年1月～令和5年12月中に俸給・賃金・賞与やその他これらの性質を有する給与を支払った人です。

## ○提出期限

令和6年1月31日（水）です。期限は厳守してください。

※ 期限間近になりますと窓口が大変混雑します。1月中旬までに提出いただくようご協力をお願いします。郵送での提出も可能です。

## ○提出先

受給者の令和6年1月1日現在の住所地の市町村です。

## ○提出範囲

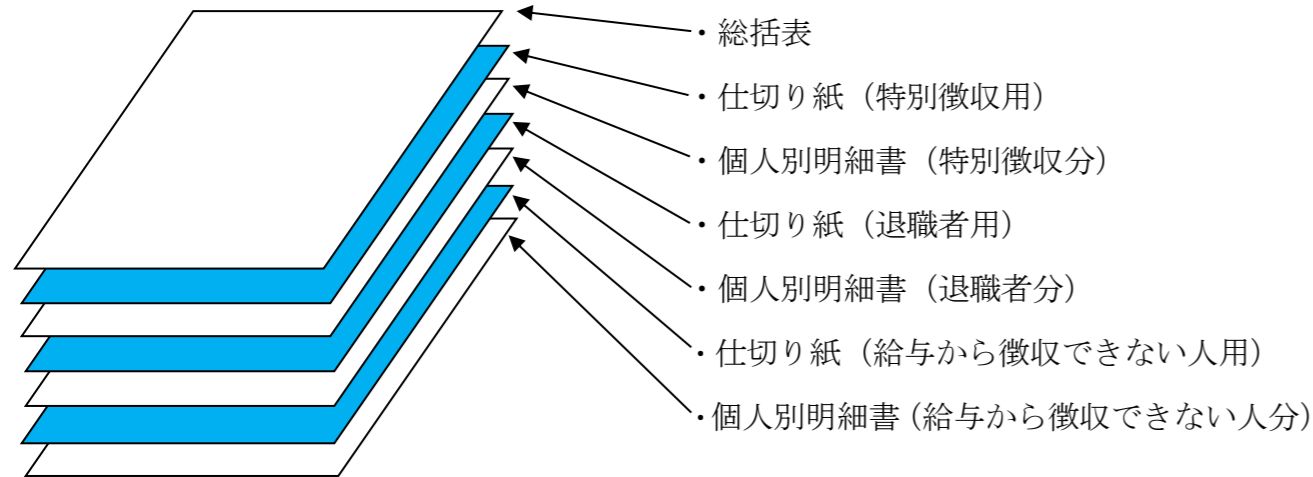
「給与支払報告書」は支払金額の多少にかかわらず、すべての受給者について関係市町村へ提出してください。

1枚目が市町村提出用になります。2枚目は税務署へ提出する源泉徴収票であり、3枚目が本人交付用の源泉徴収票となっています。

## ○特別徴収できない方がいる場合

仕切り紙を使い、該当者がわかるように綴ってください。

※ 給与支払報告書は、下の図のような順番で綴ってください。



### 岐阜県と県内全市町村は、特別徴収の実施を徹底しています。

給与所得者にかかる個人住民税については、特別な事情がない限り、所得税の源泉徴収と同じように「特別徴収（給与支払者が給与天引きする）」の方法によって徴収するものと定められています。（地方税法第321条の3、第321条の4）特別徴収の対象となる方はパートやアルバイト、法人役員等、すべての従業員です。事業者や従業員の意思により普通徴収を選択することはできません。

まだ特別徴収を行っていない事業主は、制度をご理解の上、ご協力をよろしくお願いいたします。

# eLTAX(エルタックス)をご利用ください

岐阜県内各市町村では地方税の総合窓口eLTAXを導入しており、これにより、給与支払報告書の提出手続き等を、インターネットを利用して電子的に行うことができます。

なお、eLTAXのサービスは無料をご利用いただけます。

## 【利用手続き及びお問い合わせ先】

eLTAXの利用手続きについては、eLTAXホームページをご確認いただき、不明点は、eLTAXヘルプデスクにお問い合わせください。

eLTAX ホームページ <https://www.eltax.lta.go.jp/>

## 給与支払報告書の提出先・お問い合わせ先

・ 笠松町役場 税務課 ☎058-388-1112(直通) 〒501-6181 岐阜県羽島郡笠松町司町1番地
・ 岐阜市役所 市民税課 ☎058-214-2063(直通) 〒500-8701 岐阜県岐阜市司町40番地1
・ 羽島市役所 税務課 市民税係 ☎058-392-1111(内線2237) 〒501-6292 岐阜県羽島市竹鼻町55番地
・ 各務原市役所 市民税課 市民税第二係 ☎058-383-7309(直通) 〒504-8555 岐阜県各務原市那加桜町1丁目69番地
・ 山県市役所 税務課 市民税係 ☎0581-22-6822(直通) 〒501-2192 岐阜県山県市高木1000番地1
・ 瑞穂市役所 税務課 ☎058-327-4112(直通) 〒501-0293 岐阜県瑞穂市別府1288番地
・ 本巣市役所 税務課 課税係 ☎0581-34-5022(直通) 〒501-1292 岐阜県本巣市文殊324番地
・ 岐南町役場 税務課 ☎058-247-1397(直通) 〒501-6197 岐阜県羽島郡岐南町八剣7丁目107番地
・ 北方町役場 税務課 ☎058-323-1116(直通) 〒501-0492 岐阜県本巣郡北方町長谷川1丁目1番地

# 記載例

6 給与支払報告書(個人別明細書)		※ 種 別 ※ 整 理 ※		※ 区 分 ※		※ 給 与 者 ※		※ 受 給 者 ※	
支払を受ける者		住所		住所		住所		住所	
支払金額		支給金額		給与所得控除後の金額(調整控除後)		所得控除の額の合計額		源泉徴収税額	
6,500,000		4,760,000		3,901,752		0		0	
配偶者(特別)控除の額		控除対象扶養親族の数(配偶者を除く。)		16歳未満扶養親族の数		障害者の数(本人を除く。)		非居住者である親族の数	
380,000		1		1		1		1	
社会保険料等の金額		生命保険料の控除額		地震保険料の控除額		住宅借入金等特別控除の額			
631,752		120,000		50,000		42,900			
(摘要)									
前職:〇〇市××町100 (株)△△商会 令和5年4月30日退職 支払金額 1,750,000円 社会保険料 132,908円 源泉 32,100円									
生命保険料の金額の内訳		新生命保険料の金額		旧生命保険料の金額		介護医療保険料の金額		新個人年金保険料の金額	
82,000		85,000		120,000					
住宅借入金等特別控除の内訳		住宅借入金等特別控除適用数		住宅借入金等特別控除区分(1回目)		住宅借入金等特別控除区分(2回目)		住宅借入金等特別控除の額	
1		1		住(特)				150,000	
源泉・特別控除対象配偶者		氏名		岐阜 花子		配偶者の合計所得		950,000	
個人番号		2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2 3							
控除対象扶養親族		氏名		岐阜 亮		氏名		岐阜 さくら	
個人番号		3 4 5 6 7 8 9 0 1 0 0 0				個人番号		5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5 6	
氏名		岐阜 健太				氏名			
個人番号		4 5 6 7 8 9 0 1 2 3 4 5				個人番号			
氏名		清流 サラ				氏名			
個人番号						個人番号			
中途就・退職		受給者生年月日		就職		退職		年 月 日	
○		5 5 17		元号		昭和		41 3 7	
支払者		個人番号又は法人番号		5 4 3 2 1 0 9 8 7 6 5 4 3		(右詰で記載してください)			
住所(居所)又は所在地		〇〇市〇〇町1丁目200番							
氏名又は名称		△〇商事株式会社		(電話)		058-000-0000			

配偶者：花子 (S45.3.3生) … 配偶者特別控除の対象  
 子：亮 (H13.2.4生) … 特定扶養親族に該当  
 子：健太 (H17.4.5生) … 一般扶養親族に該当  
 子：さくら (H21.6.3生) … 16歳未満扶養親族、同居特別障害者に該当  
 妻の母：清流サラ (S22.6.1) … 老人扶養親族に該当、国外に居住(非居住者)  
 ※住宅借入金等特別控除可能額 15万円、平成 27 年 9 月 21 日居住開始、特定取得の場合。

## <記載する上での注意事項>

- ① 支払を受ける方の個人番号(マイナンバー)を記載してください。
- ② 所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を控除した後の金額を記載してください。
- ③ 同一生計配偶者(控除対象配偶者を除く。)が、障害者、特別障害者又は同居特別障害者に該当する場合は、同一生計配偶者の氏名及び同一生計配偶者である旨を記載してください。(例：「氏名(同配)」)  
特別徴収できない方の摘要欄には、「普通徴収」と記入したうえで、特別徴収できない理由を記入してください。  
前職分を合算して年末調整を行った場合には、必ず前職給与支払者の所在地、名称、退職年月日、前職分の給与支払額、給与等から控除した社会保険料の額及び源泉徴収税額を記載してください。(前職が複数ある場合はそれぞれ記載してください。)
- ④ 住宅借入金等特別控除の適用がある方について、居住開始年月日は和暦で年、月、日を分けて記載してください。住宅借入金等特別控除区分については、国税庁ウェブサイト又は国税庁が発行する「令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」等を参照の上、記載してください(この記載例は「令和5年分 給与所得の源泉徴収票等の法定調書の作成と提出の手引」の発行前に作成したものになります)。
- ⑤ 控除対象配偶者又は配偶者特別控除の対象となる配偶者(年末調整の適用を受けていない場合は、源泉控除対象配偶者)の氏名、フリガナ、個人番号、合計所得金額(源泉控除対象配偶者は、所得の見積額)を記載してください。
- ⑥ 基礎控除の額は、「給与所得者の基礎控除申告書」から転記してください。ただし、基礎控除の額が48万円の場合には、転記する必要はありません。
- ⑦ 所得金額調整控除の適用がある場合には、所得金額調整控除の額を記載してください。
- ⑧ 控除対象扶養親族・16歳未満の扶養親族の氏名、フリガナ、個人番号を記載してください。
- ⑨ 各欄について、受給者が該当する事項がある場合に「○」を付してください。
- ⑩ 受給者の生年月日の元号を漢字で記載してください。
- ⑪ 支払をする方の個人番号または法人番号を記載してください。(個人番号の場合は右詰で記載)

※ 誤記・訂正で再提出する場合は、左上部に「再提出」と朱書きしてください。

(摘要)に前職分の加算額、支払者等を記載してください。